

基本協定書

堺市西区と羽衣国際大学（以下「双方」という。）は、包括的な連携について次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、双方が多様な分野で包括的に連携・協力し、堺市西区地域の発展とその基盤となる人材育成に寄与することを目的とする。

（事業分野）

第2条 双方は、前条に定める目的を実現するため、次に掲げる分野について連携・協力する。

- （1） 地域に貢献できる人材の育成に関する分野
- （2） 地域の発展に寄与する調査・研究及び事業の実施に関する分野
- （3） 地域の産業及び文化・スポーツの振興に関する分野
- （4） 地域の食育、健康、福祉及び子育て支援に関する分野
- （5） 国際交流及び生涯学習に関する分野
- （6） まちづくりに関する分野
- （7） その他双方が地域の発展に必要と認める分野

（連絡調整窓口）

第3条 双方は、前条の事項の円滑かつ効果的な推進を図るため、それぞれ連絡調整窓口を設置する。

（経費）

第4条 第2条に定める事項の実施に要する経費は、原則として双方において、各々応分に負担するものとする。

（情報保護）

第5条 双方は、本協定に基づき連携・協力するにあたり、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、双方のいずれからも改廃の申入れがない場合は、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に基づく運用に疑義が生じた場合及び当該協定書に定めのない事項が生じた場合は、双方が協議の上、その取扱いを決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、双方各々1通を所持する。

平成26年3月18日

堺市西区長
（自署）

羽衣国際大学
（自署）